

令和7年度とわだの逸品開発事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の農林水産業及び関連産業の活性化を図り、十和田市産の農林水産物を原材料とした付加価値の高い新商品の開発、製造及び販売を促進するために実施する令和7年度とわだの逸品開発事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「新商品」とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）における新商品で、原材料の一部又は全部に十和田市産の農林水産物を使用するものをいう。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内で営業をしている個人、法人及び団体であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 市内に住所又は主たる事務所、事業所等を有すること。
- (2) 年度内に事業を完了することが見込まれること。
- (3) 将来にわたり継続的な活動が見込まれること。
- (4) 市、県等が実施する専門家による相談会に参加できること。
- (5) 市が開催する新商品の完成お披露目会に参加できること。
- (6) 団体にあつては規約等を有し、かつ、団体の意思を決定し、及び執行する組織が確立されていること。
- (7) 市税を滞納していないこと。

(補助対象者の選定)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、令和7年度とわだの逸品開発事業

費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助を受けようとする者が個人である場合には住民票の写し、法人である場合には法人の登記事項証明書、団体である場合には団体の規約及び構成員名簿
- (2) 完納証明書
- (3) 新たな商品づくりに取り組む者にあつては、商品イメージ画像等
- (4) 既に販売されている商品の改良を行う者にあつては、既存の商品がわかるもの
- (5) 第5条第1項に規定する補助対象経費の算出の根拠となる見積書
- (6) 機械設備等を導入する場合は、機械設備等の設計書、工程表、図面、カタログ及び規模の決定の根拠（規模の決定をした根拠を加工品の製造量、利用計画、機械設備等の能力等の具体的な数値を用いて計算したもの）
- (7) その他参考となる資料

2 市長は、市が保有する前項第1号に規定する住民票の写し及び同項第2号に規定する完納証明書の情報を利用することについて申請者の同意があつたときは、当該書類の提出を省略させることができる。

3 第1項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金の仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助金の率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助対象事業等）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補

助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の額は、ソフト事業支援事業及びハード整備支援事業に係る経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）又は40万円のいずれか低い額以内とする。ただし、ハード整備支援事業に係る経費がソフト事業支援事業に係る経費を超えてはならない。

（補助金の交付の決定）

第6条 市長は、第4条第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、令和7年度とわだの逸品開発事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合においては、次に掲げる事項を条件として付するものとする。

- (1) 補助金の交付の申請は、1支援対象者につき1件であること。
- (2) 開発、改良、製造及び販売する商品が明確であること。
- (3) 補助対象経費について、国、県、公共的団体等から助成を受けるときは、当該助成金等を補助対象経費から控除すること。

（事業内容の変更等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに令和7年度とわだの逸品開発事業費補助金計画変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）に変更等の内容を確認できる書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の承認をしたときは、令和7年度とわだの逸品開発事業費補助金計画変更（中止、廃止）承認通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知

するものとする。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、当該活動の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに令和7年度とわだの逸品開発事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の実績が分かる成果品、写真等
- (2) その他活動実績の参考となる資料
- (3) 納品書、請求書及び領収書の写しその他補助対象経費を支出したことを証する書類の写し
- (4) 事業の一部を委託して実施した場合にあっては、委託契約書の写しその他委託業務が行われたことを証する書類の写し
- (5) その他事業実績の参考となる資料

2 補助対象者は、前項の実績報告書の提出に当たっては、第4条第3項ただし書の規定による消費税等仕入控除額を補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助対象者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税等仕入控除額が確定したときは、その金額（前項の規定によりあらかじめ減額して報告した補助事業者については、確定した消費税等仕入控除額が減じた額を上回る部分の金額）を令和7年度とわだの逸品開発事業費補助金消費税等仕入控除額報告書（様式第6号）により報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条第1項の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、令和7年度とわだの逸品開発事業費補助金確定通知書（様式第7号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、前条の規定により額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払の方法により交付することができる。

（補助金の請求）

第12条 補助対象者は、補助金を請求しようとするときは、令和7年度とわだの逸品開発事業費補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。ただし、概算払を必要とする場合にあっては、令和7年度とわだの逸品開発事業費補助金概算払請求書（様式第9号）によらなければならない。

（事業実施後の措置）

第13条 市長は、補助対象事業の完了後においても、必要に応じて補助対象者に事業の実施状況について報告させ、及び職員による事業所等への立入検査をすることができる。

（帳簿等の整備）

第14条 補助対象者は、補助対象事業の経理を明確にするため、当該事業に係る収支を記載した帳簿を設け、証拠書類を整備し、当該事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業により取得した財産であって、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数が経過するまでの期間、財産管理台帳（様式第10号）及び関係書類を整備し、保管しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月 日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	事業内容	補助対象経費	
ソフト事業 支援事業	(1) 商品の開発 又は改良	謝礼	外部専門家から指導を受けた場合 の謝礼金
		旅費	専門家等に支払う旅費又はマーケ ティング活動に必要な旅費 （実費額又は十和田市職員等の旅 費及び費用弁償に関する条例に規 定する一般職の職員の例により算 定した額のいずれか低い額とす る。）
	(2) マーケティ ングに関する 調査研究		
	(3) 外部専門家 の招へい		
	(4) 包装デザイ ン等の開発		
	(5) 販売イベン トの開催又は 出展	消耗品費	商品の容器又は包装材の購入費そ の他事業に必要な少額の物品の購 入費
	(6) 販路拡大又 は宣伝広告	印刷製本費	資料等の印刷費（コピー代を除く。）
		委託料	調査研究、パッケージデザイン等の 委託料又は試作品等の外注加工費
		通信運搬費	郵便料又は運送代
		広告宣伝費	イベント等への出展料又はホーム ページ作成料その他の広告及び宣 伝に要する経費
		手数料	商品開発又は改良に必要な分析又 は試験に要する経費、商標登録申請 手数料その他の手数料
		借上料	会場、物品等の一時的な借上料
		原材料費	商品開発のための試作又は改良に 使用する原材料費

ハード整備 支援事業	機械設備等の導 入	機 械 設 備 導 入 費	商品開発又は改良に必要な機械、設 備又は器具の導入費
---------------	--------------	------------------	-------------------------------